債権者集会招集

書面による計算報告

令和６年（ヒ）第１０号
福井県大野市篠座67号22番地
清算株式会社　高野繊維株式会社
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第１００２号
長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社　エムジー環境エンジニアリング株式会社
代表清算人　森川　潤一
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

復権申立て

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０６１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ミッドライトランブル
1　決定年月日　令和７年３月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
新潟県上越市東本町２丁目４番７号
清算株式会社　横尾電気工事株式会社
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所高田支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０２３号
東京都港区六本木６丁目12番２号
清算株式会社　株式会社エーピー
代表清算人　石田　茂之
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
2　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１ヵ月以内に、特別清算申立日時点の資産である418万1720円から、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額である277万0583円を、各債権額に応じて按分弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、各債権額に応じて按分弁済する。この場合、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９１号
東京都江戸川区中央２丁目20番２号
清算株式会社　株式会社起光建装
代表清算人　鈴木　妙子
1　決定年月日　令和７年３月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（廃業型ガイドラインにおける再生計画）
協定債権者及び清算株式会社は、本協定案が、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく廃業型私的整理手続（ガイドライン第三部５.）において、協定債権者（別紙「協定債権者一覧表」記載の債権者）の全員同意を得て成立した、清算株式会社にかかる弁済計画案（令和５年６月30日付け計画案・同年８月１日付け成立。以下「本件廃業型ＧＬ計画」という。）に基づき策定されるものであることを確認する。
第２条（協定債権）
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額（以下「協定債権額」という。）が別紙「協定債権者一覧表」記載の債権額のとおりであることを確認する。
第３条（共益費用の支払）
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」は、協定債権に優先して支払う。